

5 結 語

(1) 鐘樓の調査成果と課題

発掘調査の結果、鐘樓 SB11010 の規模は桁行 3 間 (約 10.1m、34 尺) × 梁行 2 間 (約 6.5m、22 尺) の南北棟建物と判明した。『流記』には、鐘樓の規模について大小 2 つの記載がある。一つは経蔵 (桁行 34 尺、梁行 22 尺) と同規模とする記述で、鐘樓の柱配置にもとづく建物規模と一致する。ところが、「弘仁記」には桁行 46 尺 (13.6m)、梁行 35.3 尺 (10.4m) とあり、また「宝字記」も同様である、と記述がある。経蔵の規模より一回り大きい「弘仁記」と「宝字記」の記述が何にもとづくものかは判然とせず、課題とされてきた。しかし、今回検出した基壇上面をめぐる袴腰地覆石抜取溝 SD11400 の南北距離は 13.4 m、東西距離は 10.1 m であり、「弘仁記」と「宝字記」の数値とほぼ一致する。したがって、「弘仁記」と「宝字記」に記載された鐘樓の規模は、袴腰下端の平面規模を記していると考えられる。また、興福寺の鐘樓が袴腰を備えた時期も、奈良時代の創建期にさかのぼる可能性が高くなった。

放射性炭素年代測定によれば、下層炭層は 7～9 世紀の年代を示すことから、元慶 2 年に焼失した創建鐘樓に由来すると考えられる。基壇周囲の整地土下半は平安時代までの年代を示すため、平安時代の再建にともなって施された可能性が高い。基壇外装抜取溝 SD11401A は元慶年間以降、平安時代に大きく 3 度ある罹災のいずれかの基壇改修に対応するとみられる。

整地土上半に含まれる炭化物は平安時代後半～鎌倉時代の年代を示す。治承 (あるいは建治) 年間の焼失と再建に続き、基壇周囲に改めて整地が施されたことと対応する。そして、上層焼土中の炭化物がおおむね鎌倉時代の年代に収まる 11～12 世紀を示す。これは、嘉暦 2 年 (1327) に治承 (あるいは建治) 年間再建の鐘樓が焼失・倒壊した結果、鎌倉時代までの周辺整地土の上に焼失・倒壊した鐘樓の壁材が、上層焼土と呼ぶ堆積層として形成されたと解釈できる (『紀要 2021』)。

また、基壇西面の上層焼土直下に白色の薄片が広く堆積している状況を確認した。白色の薄片を採取し、顕微鏡観察と元素分析をおこなった。観察と分析の結果、白色の薄片の主な構成要素はケイ素を多く含む非晶質の粒子である可能性が指摘された。これらは鐘樓の建築材や壁材、その仕上げ材の白色塗装である可能性が考えられる。上層焼土の炭化物の年代が平安時代後半～鎌倉時代であることから、治承 (あるいは建治) 年間の焼失後の再建鐘樓の外壁に、火山灰材料を用いた白色塗装がなされていたとみられる (森先一貴ほか「興福寺鐘樓出土白色薄片の材料分析-第 625 次」、『紀要 2022』)。

その後、調査を担当した森先一貴は、興福寺鐘樓の変遷を以下のようにまとめている (森先一貴「奈良時代の鐘樓遺構-興福寺鐘樓に関する補論-」奈良文化財研究所編『文化財論叢 V』、2023 年)。奈良時代の創建期に、丘状に基壇土を積み上げると同時に、礎石を設置する。基壇外周部を切り出し、地覆石は置かず羽目石を直接立て、基壇上面に袴腰地覆石を設置し、桁行 3 間・梁行 2 間の袴腰付鐘樓を建てた。平安時代のいずれかの罹災後、羽目石の一部を据え直す (SD11401A)。据え直す羽目石の高さは、石材に高さの規格を設けず、羽目石の底面で高さの調整をおこなった (SX11402)。あわせて基壇周囲に整地をほどこしたことで、基壇の周囲に対する比高は低下した。治承 4 年 (1180) の焼失後、養和元年 (1181) に再建されるが、この鐘樓の外壁には火山灰材料を用いた白色塗装がなされていた可能性がある。嘉暦 2 年 (1327) の焼失により、養和年間に再建された鐘樓が基壇周囲に倒壊し、炭化物を含む焼土層として堆積する。応永 5 年 (1398) の再建では、羽目石の一部を抜き取って据え直し (SD11401B)、袴腰地覆石を抜き取り (SD11400)、基壇高の確保のために基壇土を積み足し、羽目石上

面の高さを上げたと考えられる。なお、この時期の基壇外装は享保2年(1717)の焼失以降に抜き取られている(SD11401C)。

以上のように、発掘調査の成果によれば、興福寺鐘楼は奈良時代の創建当初より袴腰付鐘楼で建てられた可能性が高いことがあきらかになった。袴腰付鐘楼の現存事例には、平安時代末の建立とされる法隆寺東院鐘楼が知られていたが、確認できるなかでは国内最古の袴腰付鐘楼の事例である可能性がある。また、興福寺鐘楼は史料上、複数回罹災したことが知られていたが、損害の程度の詳細は不明であった。発掘調査の成果によって、基壇の大幅な改修をとまうような被害は少なくとも平安時代と室町時代にあったことが判明した。また、炭化物の年代学的検討からは、平安時代、治承4年(1180)の焼き討ち、嘉暦2年(1327)の焼失、享保2年(1717)の焼失と、少なくとも4回、鐘楼は甚大な被害を受けたことがわかった。

課題として、興福寺鐘楼の基壇構造や柱配置は奈良時代の鐘楼建築において異質なものであるが、その平面規模は官大寺に次ぎ、大国の国分寺のそれを凌ぐ。さらに、袴腰付鐘楼は興福寺鐘楼特有のものであった可能性もあるが、奈良時代に袴腰付建築物の存在がすでに知られていた可能性も十分にある。こうした点について、今後の発掘調査を通じて類例が追加され、創建年代等を含めた検討が必要である。

(2) 東金堂院の調査成果と課題

西面回廊 625 次北区では、五重塔の正面に開く西面南門 SB11420 を確認した。SB11420 は、桁行3間、梁行2間の礎石建ちで、桁行は中央間が約3.2m(11尺)、脇間が約2.6m(9尺)、梁行は約2.4m(8尺)等間となる。いっぽう、『流記』には五重塔正面の門について、「西門二門。＜各高一丈二尺七寸。長三間。々別一丈。＞広一丈六尺」との記載がある。すなわち、門の規模は、桁行が3間で1丈(約2.9m)等間、梁行が1丈6尺(約4.7m)、と書かれている。梁行については、梁行総長は16尺となり、『流記』の記載とほぼ合致する。しかし、桁行については、3間という規模は一致するものの、柱間寸法が符合しない。遺構では中央間が広くなるのに対して、『流記』では等間とする。これにともない、桁行総長も遺構と『流記』とで約1尺の相違がある。

また、SB11420 の礎石据付穴・抜取穴には重複関係が認められず、1回分の痕跡しか検出できなかった。この遺構の形成年代も明確でない。したがって、創建以来礎石の位置は変わらなかったとも解釈できるが、創建期の礎石の痕跡はすべて失われ、今回検出した礎石の痕跡はいずれかの時期に改築された遺構、つまり『流記』の記載とは異なる時期の遺構と解釈することも不可能ではない。SB11420 に関わる遺物はほとんど出土せず、その妥当性を判断できないことが課題である。

640 次北区で検出した東金堂西正面に開く西面北門 SB11600 は、礎石の据付穴・抜取穴から、桁行3間、梁行2間の八脚門とみられる。桁行総長は約8.6m(29尺)、梁行総長は約4.7m(16尺)で、柱間寸法は桁行の中央間が約3.3m(11尺)、両脇間が約2.7m(9尺)で、梁行が約2.4m(8尺)の等間である。『流記』に記される規模と比較すると、梁行方向は整合するが、桁行方向はわずかに整合しない。建物規模は南門 SB11420 と同じである。基壇規模は、南北約10.8m(36.5尺)、東西約8.0m(27尺)を測る。また、西面北門 SB11600 の基壇外装と雨落溝について、それぞれ2時期の変遷を確認した。基壇外装と雨落溝は、いずれも下層の位置と規模をほぼ踏襲して上層が構築されていた。

以上のように、西面南門 SB11420 と西面北門 SB11600 の桁行方向が『流記』と一致しないことが